

# 守谷生まれロゴに関する活用方法について

## ☆のぼり旗

### 1. のぼり旗の配付対象（店舗・事業所等）及び条件

**(対象 1)** ・ 守谷生まれの食品を販売しているスーパー等の小売店舗（お店を構えている）。

守谷生まれの食品：パターン①守谷市産食材⇒市外で加工・製造⇒販売

パターン②守谷市産食材⇒市内で加工・製造⇒販売

パターン③守谷市外産食材⇒市内で加工・製造⇒販売

**(対象 2)** ・ 守谷生まれの食品を扱っているが、製造・加工のみの事業所で小売販売しない。

（例）アサヒビール、明治乳業、住化ファーム

**(対象 3)** ・ 飲食店として、メニューに守谷産の食材を使用していることを明記している

（継続的な提供をしていることがわかる）。

**(対象 4)** ・ 飲食店として、守谷産の食材は使用していないが、店舗内で調理（手作り）している。

**(条件 1)** ・ 守谷生まれの食品を継続的に生産・販売等、取り扱いが可能である。

**(条件 2)** ・ 守谷市税等の滞納をしていないこと（市税の該当がない場合はこの限りではない）。

### 2. のぼり旗の配付数

作成枚数 300 枚（平成 29 年度）

**(案 1)** ・ 1 箇所につき上限を 2 本とする。ただし、大型店舗（店舗面積 3,000m<sup>2</sup> 以上）については 3 本とする。（例）ジョイフル本田、イオンタウンもりや

**(案 2)** ・ 1 箇所につき上限を 2 本とする。ただし、大型店舗（店舗面積 3,000m<sup>2</sup> 以上）については 5 本以内とする。（例）ジョイフル本田、イオンタウンもりや

### 3. 配付方法

**(案 1)** ・ のぼりの配付を希望する側から申請してもらおう。申請書には、のぼりの数等のほか、取り扱う食材（食品）についても記入してもらい、配付にふさわしいかどうかを判断する。

※シールの配付希望枚数も申請書内に記入してもらおう。

・ 配付したのぼりを破損した場合＝再申請必要，閉店の場合＝返却

## ☆シール

(案1) 守谷生まれの食品（いただきます条例に定められている）に貼ることができる。

(案2) 自ら宣伝等に活用する（各店舗の広告や買い物袋等への印刷等）。

(条件1) 守谷生まれの食品の知名度，イメージアップや販路拡大に努める。

(条件2) 守谷市及び関係団体が守谷生まれの食品のPRのため，市が展示や販売等をする場合には，食品の提供等に協力する。

(条件3) 市のホームページや各報道機関等で守谷生まれの食品について紹介等する場合の内容については市(守谷生まれの食品推進協議会)に一任すること。